

## 第2章 こどもと権利

### 第3条 こどもが持つ権利

こどもは、生まれながらに第4条から第7条までに書いてある権利を持ちます。

### 第4条 生きる権利

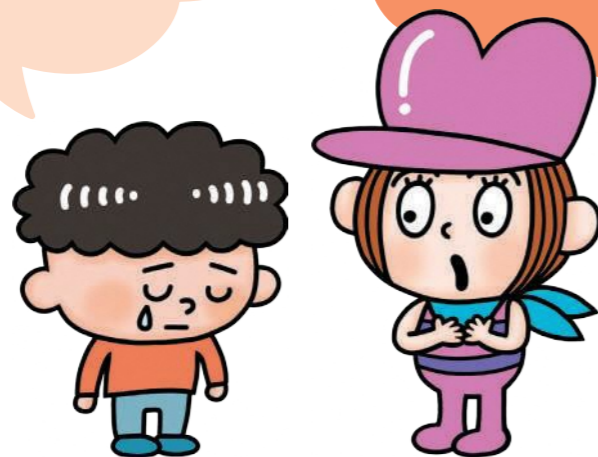
- ①こどもは、命を守られ、心と体を大切にされます。
- ②こどもは、毎日の暮らしが守られ、安心して暮らすことができます。
- ③こどもは、いかなる差別や不利益も受けません。

**NO! 差別!**

人種、国籍、出身、言語、性、個性、意見、宗教、障がい、財産、その他置かれている状況など、どのような理由があってもいかなる差別や不利益も受けません。

いじめや体罰、差別することは、相手の権利を守っていないよ。とても悲しい気持ちになるよ。

みんなが安心して暮らすためには、お互いの気持ちや個性を認め合うこと、わかり合うことが大切だね。



あったかい世界が広がるね



大切にされたら

### 第5条 育つ権利

- ①こどもは、一人ひとりの人格を大切にされ、こどもであることを理由に否定されることなく、自分の思いを自由に表すことができます。
- ②こどもは、持って生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、楽しくすこやかに生活をすることができます。
- ③こどもは、興味関心を広げ、遊んだり、休んだり、学んだりしながら育つことができます。
- ④こどもは、病気や障がいなどに対して支援を受けることができます。困ったときには相談し、安心して成長することができます。

自分の気持ちや考えを伝えることは大切な権利だよ。だけど、それで相手を傷つけてはいけなね。相手の権利をうばっているもの。

権利を主張することと、ワガママは違うね。自分の思うままに、なんでもしていいということではないよ。相手の権利も大切にしよう!



自分の世界を広げていこう



もっと知りたい!